



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 包括外部監査契約の締結	総務文書課
○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正	〃
・ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福祉保健課
・ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止	〃
・ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	〃
・ 生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・ 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	〃
・ 道路の区域変更(2件)	道路維持課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	教育環境整備課
◎ 公 告	
・ 契約者等	危機管理課
・ 地籍調査の成果の認証	土地対策室
・ 特定計量器定期検査の実施	計量検定所
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経営支援課
・ 大規模小売店舗の変更事項届出	〃
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
・ 土地改良区の役員の就退任(2件)	農村整備課
・ 測量の実施(2件)	建設企画課
・ 測量の終了	〃
・ 一般競争入札の実施	教育環境整備課
◎ 正 誤	
・ 令和4年4月19日付け長崎県公報第11112号中	道路建設課

告 示

長崎県告示第341号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 契約の期間の始期
令和4年4月1日
- 2 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく執務費用及び実費の額を合算した金額。ただし、契約で規定

する額を限度とする。

- 3 契約を締結した相手方の氏名及び住所
氏名 有馬 理
住所 長崎県長崎市中園町7番7-801号
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

長崎県告示第342号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 学事振興課関係						別表（第2条関係） 学事振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略						1及び2 略					
3	長崎県私立学校授業料軽減補助金	私立の高等学校等に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の経済的負担の軽減を図る。	補助対象者が、別に定める保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	10分の10以内。ただし、別に定め算定する額を限度とする。	小学校、中学校又は高等学校を設置する学校法人	3	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	私立の高等学校に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の経済的負担の軽減を図る。	補助対象者が、別に定める保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	10分の10以内。ただし、別に定め算定する額を限度とする。	高等学校を設置する学校法人
4～22 略						4～22 略					
23	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	国による私立の中学校等を選択している理由、家庭の経済状況等についての実態の把握及び経済的な支援策についての総合的な検討に係る実証事業に協力する。	(1) 補助対象者である生徒が負担すべき授業料等 (2) 学校設置者が実施する長崎県私立中学校等修学支援実証事業に係る事務に要する経費	別に定める基準により算定する額	(1) 学校法人が設置する長崎県内の小学校又は中学校に7月1日時点で在学している者 (2) 小学校						

又は
中
学
校
を
設
置
す
る
学
校
法
人

長崎県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
医療法人社団 田淵医院	医療法人社団 田淵医院 理事長 田淵 純宏	長崎県東彼杵郡川棚町白石郷7番地8	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人さざなみ 鈴木病院	医療法人さざなみ 理事長 鈴木 治徳	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷1085	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 前田外科胃腸科医院	医療法人 前田外科胃腸科医院 理事長 前田 治伸	長崎県北松浦郡佐々町市場免15番地1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人社団淳生会 慈恵病院	医療法人社団淳生会 理事長 松本 恵太	長崎県諫早市多良見町化屋995	令和4年4月1日	令和10年3月31日
みどり調剤薬局	有限会社みどり調剤薬局 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市天満町3-6	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 英和会 貝田整形外科	医療法人英和会 貝田整形外科 理事長 貝田 勇治	長崎県諫早市東小路町12-10	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 森医院	医療法人森医院 理事長 平田 正信	長崎県諫早市山川町2-11	令和4年4月1日	令和10年3月31日
ニック調剤薬局木場店	株式会社 ニック 代表取締役 吉川 正男	長崎県五島市木場町570-4	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人社団孝成会 池田医院	医療法人社団孝成会 池田医院 理事長 池田 孝三	長崎県西海市西海町七釜郷1622	令和4年4月1日	令和10年3月31日

医療法人社団大同会 中山整形外科医院	医療法人社団大同会 理事長 河野 昌文	長崎県西彼杵郡時津町左底郷 78-18	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 さがら整形 外科	医療法人 さがら整形 外科 理事長 相良 耕三	長崎県西彼杵郡時津町野田郷9 番地1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人癒谷会 谷口 ファミリークリニック	医療法人癒谷会 理事 長 谷口 広明	長崎県諫早市貝津町2330-1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
いずみ薬局	株式会社TAIO 代表取 締役 井手 陽一	長崎県諫早市泉町17-16	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 岡崎整形外 科医院	医療法人岡崎整形外科 医院 理事長 伊藤 有里子	長崎県諫早市小船越町8-14	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 よこやま歯 科医院	医療法人 よこやま歯 科医院 理事長 横山 顕一	長崎県五島市幸町8番地25	令和4年4月1日	令和10年3月31日
わたなベクリニック	医療法人青嶺会 わた なベクリニック 理事 長 渡邊 鈴子	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱 郷720番地6	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人回春堂 犬尾 内科医院	医療法人回春堂犬尾内 科医院 理事長 犬尾 元	長崎県諫早市泉町14-26	令和4年4月1日	令和10年3月31日
ニック調剤薬局ごとう 店	株式会社 ニック 代 表取締役 吉川 正男	長崎県五島市吉久木町205-1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人社団 野田小 児科医院	医療法人社団野田小児 科医院 理事長 野田 弘之	長崎県諫早市山川町21-4	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 福田消化器 内科医院	医療法人福田消化器内 科医院 理事長 福田 浩敏	長崎県諫早市永昌町5-22	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 大村中央産 婦人科	医療法人大村中央産婦 人科 理事長 荒木 文明	長崎県大村市水主町2丁目609 番地1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人済家会 島原 保養院	医療法人済家会島原保 養院 理事長 柴田 英徳	長崎県島原市南下川尻町8189- 2	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 中村医院	医療法人中村医院 理 事長 中村 研二	長崎県南島原市南有馬町乙2274 番地	令和4年4月1日	令和10年3月31日
豊玉診療所	対馬市長	長崎県対馬市豊玉町仁位165番 地1	令和4年4月1日	令和10年3月31日

そうごう薬局豊玉店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本賢治	長崎県対馬市豊玉町仁位166番地6	令和4年4月1日	令和10年3月31日
平戸市国民健康保険大島診療所・大島歯科診療所	平戸市長	長崎県平戸市大島村前平1840番地1	令和4年2月1日	令和10年1月31日
医療法人 橋爪外科胃腸科医院	医療法人橋爪外科胃腸科医院 理事長 橋爪毅	長崎県諫早市金谷町3-17	令和4年4月1日	令和10年3月31日
みつしま眼科医院	医療法人清光会 理事長 山内 裕司	長崎県対馬市美津島町鶏知乙520番地35ライフベース2階	令和4年4月1日	令和10年3月31日
健康堂薬局かしわの店	有限会社健康堂 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県島原市柏野町1473-1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人社団 諫早西口ひろこ内科	医療法人社団 諫早西口ひろこ内科 理事長 大塚 洋子	長崎県諫早市永昌町9-2	令和4年4月1日	令和10年3月31日
訪問看護ステーション いしずえ長崎	特定非営利活動法人精神医療サポートセンター 理事 田邊 友也	長崎県諫早市貝津町1409番地15	令和4年4月1日	令和10年3月31日
イリエ歯科クリニック	入江 俊英	長崎県南島原市西有家町須川1197-19	令和4年3月8日	令和10年3月7日
ひまわり薬局時津店	株式会社ひかりメディカル 代表取締役 根本 晋一郎	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷字長田695-6	令和4年4月13日	令和10年4月12日
石橋調剤薬局	有限会社 石橋薬局 代表取締役 石橋 智彦	長崎県平戸市田平町山内免609-8	令和4年4月27日	令和10年4月26日
かわさき薬局田平店	有限会社かわさき薬局 代表取締役 川崎 治郎	長崎県平戸市田平町小手田免951-1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 野口内科こども医院	医療法人野口内科こども医院 理事長 野口 哲彦	長崎県大村市西大村本町264	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 ダケ眼科クリニック	医療法人ダケ眼科クリニック 理事長 嵩 義則	長崎県五島市福江町15-16	令和4年4月1日	令和10年3月31日
医療法人 医理会 柿添病院	医療法人 医理会 柿添病院 理事長 柿添 圭嗣	長崎県平戸市鏡川町278番地	令和4年4月1日	令和10年3月31日

長崎県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその

例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(休 止)

医療機関名	開設者	所在地	休止年月日
大岡歯科医院	大岡 一正	長崎県島原市弁天町1丁目7408-3	令和4年2月21日

長崎県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
ひろし歯科クリニック	山崎 浩	長崎県西彼杵郡時津町日並郷2212番地 グロリアス山下2F	令和4年2月19日
医療法人社団 森医院	医療法人社団森医院 理事 森 礼史	長崎県南島原市加津佐町己3259番地1	令和4年2月28日
平戸市国民健康保険大島診療所	平戸市長	長崎県平戸市大島村神浦154番地	令和4年1月31日
平戸市国民健康保険大島歯科診療所	平戸市長	長崎県平戸市大島村神浦154番地	令和4年1月31日
入江歯科医院	入江 敏章	長崎県南島原市西有家町須川1197-19	令和4年3月7日

長崎県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
居宅介護支援事業所 虹	長崎県大村市東三城町12番地1	虹色ひろば合同会社 代表社員 桑原 茂子	長崎県大村市東三城町12番地1	居宅介護支援	令和4年4月30日
長与なの花薬局	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷459-2	株式会社 なの花 代表取締役 富永 律子	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷28-1	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	令和4年4月30日
木引田健康クリニック	長崎県平戸市木引田町414番地	医療法人医理会 理事長 柿添 圭嗣	長崎県平戸市鏡川町278番地	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和4年4月31日

長崎県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	原田 風太	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷686番地2 ラルーチェ201号			令和4年3月31日

長崎県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	山本 辰郎	長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊973-2			令和4年3月16日
柔道整復	渡邊 竜吉	長崎県雲仙市吾妻町永中名69-4 藤田アパートA			令和4年4月1日

長崎県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 平戸田平線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市下中野町字ハナノキ798番第2地先から 平戸市下中野町字ハナノキ799番20地先まで	前	16.8~25.9	15.6	
	後	16.8~25.9	15.6	

長崎県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2

週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 平戸田平線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市木引町字木下シ944番2地先から 平戸市木引町字木下シ944番2地先まで	前	14.4~41.1	49.2	
	後	15.8~41.1	49.2	

長崎県告示第351号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品等又は特定役務の種類

調達する物品等の種類は次のとおりとする。

県立学校用ソフトウェアライセンス使用許諾権 4,660ライセンス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(7)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからオまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

(ア) 売上高当期利益率

(イ) 固定長期適合率

(ウ) 流動比率

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年6月16日17時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県教育庁教育環境整備課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届(様式第2号)

キ 口座振替申込書(様式第3号)

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県教育庁教育環境整備課

〔電話〕095-894-3323

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第4号)により通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第5号)を提出しなければならない。

(1) 商号または名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金(法人の場合)

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
統合原子力防災ネットワーク機器保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県危機管理課（原子力・特殊災害対策班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2144
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番7号
扶桑電通株式会社九州支店 執行役員支店長 尾崎 圭吾
- 5 随意契約に係る契約金額
49,200,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第167条の2第1項第8号の規定に該当するため。

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
島原市	R1年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 島原市 白山第6（一部）	令和4年4月26日
諫早市	H29年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 貝津第1の1	令和4年4月26日
諫早市	H29年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 久山第1	令和4年4月26日
松浦市	R1年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 志佐里第2等2単位区域	令和4年4月26日

松浦市	R2年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 相坂第1	令和4年4月26日
対馬市	R1年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 下原第1	令和4年4月26日
対馬市	R1年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 濃部第2	令和4年4月26日
対馬市	H30年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 貝口第3・嵯峨第1	令和4年4月26日
五島市	H26年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 玉之浦第四	令和4年4月26日
五島市	R1年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 小泊第二	令和4年4月26日
雲仙市	R1年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 雲仙市 雲仙第2	令和4年4月26日
南島原市	R2年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 田平第5	令和4年4月26日

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

長崎県知事 大石 賢吾

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

五島市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	奥浦地区	五島市役所奥浦出張所	6月15日（水）	10時30分から11時30分まで
	三井楽地区	三井楽町公民館		13時30分から15時30分まで
同 上	崎山地区	五島市役所崎山出張所	6月16日（木）	10時から11時まで
	大浜地区	五島市役所大浜出張所		11時30分から12時まで
	本山地区	五島市役所本山出張所		13時30分から14時30分まで
同 上	荒川地区	荒川集会場	6月17日（金）	10時から10時30分まで
	玉之浦地区	玉之浦町公民館		11時から11時30分まで
同 上	川原地区	岐宿町公民館川原分館	6月21日（火）	10時から10時30分まで
	山内地区	岐宿町公民館山内分館		11時から11時30分まで
	岐宿地区	福江島開発総合センター		13時から14時まで
同 上	黒瀬地区	黒瀬住民センター （旧黒瀬児童館）	6月22日（水）	10時から10時30分まで
	富江地区	五島市役所富江支所 （図書コーナー）		11時から12時まで 13時から14時30分まで

同 上	福江地区	五島市役所	6月23日(木)	10時から12時まで 13時から15時まで
同 上	福江地区	五島市役所	6月24日(金)	10時から12時まで 13時から14時まで
同 上	久賀地区	五島市役所久賀出張所 蕨簡易郵便局	6月28日(火)	14時から14時30分まで 15時から15時15分まで
同 上	奈留地区	奈留離島開発総合センター	6月29日(水)	10時から12時まで 13時から14時まで
同 上	椏島地区	五島市役所椏島出張所	6月30日(木)	10時から10時15分まで
		伊福貴住民センター		10時45分から11時まで
黄島地区	黄島診療所	11時45分から12時まで		
同 上	五島市全地区	五島市役所		14時から15時まで
所在場所検査	計量器の所在の場所		6月14日から 6月30日まで 土曜・日曜 は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ニトリ東諫早店

長崎県諫早市長野町1639番1 外15筆

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,761平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

諫早市長 大久保 潔重

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ浜町店・ベスト電器長崎本店
長崎県長崎市浜町3番17号 他

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前)

(仮称) ドン・キホーテ長崎浜町店・ベスト電器長崎本店

(変更後)

ドン・キホーテ浜町店・ベスト電器長崎本店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
外1店

(変更後)

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
外1店

(4) 変更の年月日

令和3年7月1日 外

2 届出年月日

令和4年4月22日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県佐世保市小佐々町矢岳130番地43

田島 正明

長崎県佐世保市小佐々町楠泊1335番地 8

金子 敏幸

(2) 加入区

小佐々町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

九十九島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県佐世保市小佐々町楠泊1837番地

九十九島漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白崎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
前 田 穂 積	西海市西彼町下岳郷786- 3	内 海 浩 一	西海市西彼町下岳郷127

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大島土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 崎 八 郎 治	北松浦郡小値賀町大島郷41番地 1	小 崎 八 郎 治	北松浦郡小値賀町大島郷41番地 1
山 本 猛	北松浦郡小値賀町大島郷19番地	山 本 猛	北松浦郡小値賀町大島郷19番地
山 田 定 稔	北松浦郡小値賀町大島郷 7 番地	山 田 定 稔	北松浦郡小値賀町大島郷 7 番地
瀨 田 勝 正	北松浦郡小値賀町大島郷44番地 1	瀨 田 勝 正	北松浦郡小値賀町大島郷44番地 1

島 元 一 助	北松浦郡小値賀町大島郷3番地	神 川 厚	北松浦郡小値賀町大島郷107番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
川 本 定 美	北松浦郡小値賀町大島郷30番地1	川 本 定 美	北松浦郡小値賀町大島郷30番地1
横 尾 徹 朗	北松浦郡小値賀町大島郷83番地1	崎 元 日出三	北松浦郡小値賀町大島郷17番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎市長から公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市中川2丁目地内	令和4年4月18日から 令和4年6月10日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、上五島支所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷	令和4年5月16日から 令和4年11月15日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点現地調査作業）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 佐世保市、五島市、南松浦郡新上五島町	令和4年3月31日

一般競争入札の実施（公告）

使用許諾権の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品（借入物品）及び数量
県立学校用ソフトウェアライセンス使用許諾権 4,660ライセンス
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和4年7月30日（納入後～令和9年6月30日まで使用できること）
- (4) 納入場所
長崎県教育庁教育環境整備課
- (5) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課

（電話）095-894-3323

（提出期限）令和4年6月16日17時

4 入札参加条件

当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課

（電話）095-894-3323

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和4年6月16日までの間（県の休日を除く。）

（場所）長崎県教育庁教育環境整備課ホームページ上において掲載する。

長崎県教育庁教育環境整備課ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-kankyo/>

- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁7階 703会議室
(期日) 令和4年6月24日 13時00分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和4年6月23日 17時(必着)
(提出先) 長崎県教育庁教育環境整備課
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
 (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
 (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (3) 調達手続の停止等
 この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required :
 The right of using software license for prefectural school (4,660 licenses)
 (2) Delivery period:
 July, 30, 2022
 (3) Delivery place :
 Educational Environment Improvement Division
 (4) Time-limit for tender by registered mail :
 5:00 p.m. June 23, 2022
 (5) Date and time for the opening of tender :
 1:00 p.m. June 24, 2022
 (6) Point of Contact :
 Educational Environment Improvement Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government.
 3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
 TEL 095-894-3323

正 誤

令和4年4月19日付け長崎県公報第11112号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
4540	23	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※4540ページ23行目の正誤について

【誤】

共同企業体の構成員数	3者		
出 資 比 率	最小限度 20パーセント		
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員 1	その他の構成員 2
同種工事の施工実績に関する条件	平成19年度から令和3年度まで（2007年度から2021年度まで）に完成した公共工事で、単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として、長さ500m以上のN A T M工法による道路トンネル（2車線（車道幅員5.5m以上）以上）又は鉄道トンネル（複線）工事の施工実績があること。	平成19年度から令和3年度まで（2007年度から2021年度まで）に完成した公共工事で、単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として、長さ200m以上のN A T M工法による道路トンネル（2車線（車道幅員5.5m以上）以上）又は鉄道トンネル（複線）工事の施工実績があること。又は特定建設工事共同企業体の構成員として、N A T M工法によるトンネル工事の施工実績が2回以上あり、そのうち1回が長さ200m以上の道路トンネル（2車線（車道幅員5.5m以上）以上）又は鉄道トンネル（複線）であること。	条件なし

【正】

共同企業体の構成員数	3者		
出 資 比 率	最小限度 20パーセント		
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員 1	その他の構成員 2
同種工事の施工実績に関する条件	平成19年度から令和3年度まで（2007年度から2021年度まで）に完成した公共工事で、単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として、長さ500m以上のN A T M工法による道路トンネル（2車線（車道幅員5.5m以上）以上）又は鉄道トンネル（複線）工事の施工実績があること。	平成19年度から令和3年度まで（2007年度から2021年度まで）に完成した公共工事で、単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として、長さ200m以上のN A T M工法による道路トンネル（2車線（車道幅員5.5m以上）以上）又は鉄道トンネル（複線）工事の施工実績があること。 <u>又は、単体若しくは特定建設工事共同企業体の構成員として、N A T M工法によるトンネル工事の施工実績が2回以上あり、そのうち1回が長さ200m以上の道路トンネル（2車線（車道幅員5.5m以上）以上）又は鉄道トンネル（複線）であること。</u>	条件なし

ページ	行	誤	正
4543	36	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※4543ページ36行目の正誤について

【誤】

評価内容	評価基準	配点
施工中の変状等への対策 ○評価項目に対する着目点 着目点1：トンネル上の田畑における地表面の陥没や変状を抑止するため、地質の変化や変状などを早期に把握するための対策 着目点2：トンネル内の落盤・切羽崩壊等を抑止するため、地質の状況や変状などを早期に把握するための対策 ○得点は、提案内容により以下のとおりとする。 ・1.25点（良） ・0点（普通） ・×（不採用）	1.25点×8提案（良とした提案数）	10.0
	1.25点×7提案（良とした提案数）	8.75
	1.25点×6提案（良とした提案数）	7.5
	1.25点×5提案（良とした提案数）	6.25
	1.25点×4提案（良とした提案数）	5.0
	1.25点×3提案（良とした提案数）	3.75
	1.25点×2提案（良とした提案数）	2.5
	1.25点×1提案（良とした提案数）	1.25
	良とした提案なし	0

【正】

評価内容	評価基準	配点
施工中の変状等への対策 ○評価項目に対する着目点 着目点1： <u>第三者被害を防止するための、トンネル上の田畑における地表面の陥没などの変状を事前に把握する対策</u> 着目点2： <u>トンネル内の落盤・切羽崩落等による工事事故を防止するための、地質の変化や変状などを事前に把握する対策</u> ○得点は、提案内容により以下のとおりとする。 ・1.25点（良） ・0点（普通） ・×（不採用）	1.25点×8提案（良とした提案数）	10.0
	1.25点×7提案（良とした提案数）	8.75
	1.25点×6提案（良とした提案数）	7.5
	1.25点×5提案（良とした提案数）	6.25
	1.25点×4提案（良とした提案数）	5.0
	1.25点×3提案（良とした提案数）	3.75
	1.25点×2提案（良とした提案数）	2.5
	1.25点×1提案（良とした提案数）	1.25
	良とした提案なし	0

ページ	行	誤	正
4545	22	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※4545ページ22行目の正誤について

【誤】

評価内容	評価基準	配点
○ 同種工事、類似工事の条件 公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度【2007年度】）から公告日までに完成した公共工事で、以下の条件に該当するものとする。 ・同種工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ890m以上のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）45㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 ・類似工事の条件に該当するもの 注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ440m以上890m未満のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の道路トンネル又は	同種工事	5.0
	類似工事	2.5

<p>鉄道トンネル工事</p> <p>○ 実績対象技術者の要件</p> <p>① 対象技術者は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者 ・元請又は代表構成員の現場代理人 ・その他構成員の主任（監理）技術者 <p>ただし、現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に以下(1)～(5)のいずれかの資格を取得し従事した工事に限る。</p> <p>(1) 1級土木施工管理技士</p> <p>(2) 2級土木施工管理技士（種別「土木」）</p> <p>(3) 1級建設機械施工技士</p> <p>(4) 2級建設機械施工技士（第一種～第六種）</p> <p>(5) 技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業土木」） ・森林部門（選択科目「森林土木」） ・水産部門（選択科目「水産土木」） ・総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれかの科目） <p>② 従事期間の条件：最終工期の1/2より長いものに限る。</p> <p>○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。</p>	<p>実績なし</p>	<p>0</p>
<p>作成要領及び特記事項</p>		
<p>1) 作成要領</p> <p>① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。</p> <p>② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。</p>		
<p>2) 特記事項</p> <p>① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。</p> <p>② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。</p> <p>③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。</p>		

【正】

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 同種工事、類似工事の条件</p> <p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度【2007年度】）から公告日までに完成した公共工事で、以下の条件に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種工事の条件に該当するもの 注込式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ890m以上のN A T M工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）45㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 ・類似工事の条件に該当するもの 注込式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ440m以上890m未満のN A T M工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事 	<p>同種工事</p>	<p>5.0</p>
<p>○ 実績対象技術者の要件</p> <p>① 対象技術者は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者 ・元請又は代表構成員の現場代理人 ・その他構成員の主任（監理）技術者 <p>ただし、現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に以下(1)～(5)のいずれかの資格を取得し従事した工事に限る。</p> <p>(1) 1級土木施工管理技士</p> <p>(2) 2級土木施工管理技士（種別「土木」）</p> <p>(3) 1級建設機械施工技士</p> <p>(4) 2級建設機械施工技士（第一種～第六種）</p> <p>(5) 技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業土木」） 	<p>類似工事</p>	<p>2.5</p>
<p>○ 実績対象技術者の要件</p> <p>① 対象技術者は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者 ・元請又は代表構成員の現場代理人 ・その他構成員の主任（監理）技術者 <p>ただし、現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に以下(1)～(5)のいずれかの資格を取得し従事した工事に限る。</p> <p>(1) 1級土木施工管理技士</p> <p>(2) 2級土木施工管理技士（種別「土木」）</p> <p>(3) 1級建設機械施工技士</p> <p>(4) 2級建設機械施工技士（第一種～第六種）</p> <p>(5) 技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業土木」） 	<p>実績なし</p>	<p>0</p>

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号
株式会社
クイック
プリン
寺田
宏
弥

・森林部門（選択科目「森林土木」）
 ・水産部門（選択科目「水産土木」）
 ・総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれかの科目）

② その他構成員の主任（監理）技術者が従事した工事の実績として、以下に該当するものは対象外とする。

・トンネル工事 ・橋梁上部工事（PC橋、鋼橋）
 ・ダム工事 ・海上工事

③ 従事期間の条件：最終工期の1/2より長いものに限る。

○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。

作成要領及び特記事項

1) 作成要領

① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。
 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

2) 特記事項

① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。
 ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。
 ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。

ページ	行	誤	正
4547	3	令和4年7月26日（火曜日）まで	令和4年7月20日（水曜日）まで

別図1を追加する。

**3債総防地改補第5-6号
 主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（（仮称）大亀矢代トンネル）**

